



アルファケア在宅介護支援センター
〒400-0075
山梨県甲府市山宮町 703—1
0 5 5 — 2 5 4 — 9 5 1 1

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	アルファケア 在宅介護支援センター		
事業所所在地	〒400-0075 山梨県甲府市山宮町703番1号 TEL055-254-9511 FAX055-254-9512		
事業所指定番号	1970101356	サービス提供地域	甲府市・甲斐市（国道20号以北）
管理者氏名	藤原 貴美江		

2. 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人数（人）	区 分	
			常勤（人）	非常勤（人）
管 理 者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う	1	1	
介護支援専門員	居宅支援提供にあたる	1人以上	1人以上	1人以上

3. 営業時間

平 日	土・日・祝日、12月29日～1月3日
月曜日～金曜日午前8：30～午後5：30	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

4. サービス提供の主な内容と提供方法及びサービス提供方針

(1) サービス提供方針

事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境などに応じて、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。さらに関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービス介護保険施設、指定特定相談支援事業者等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス提供方法

① 課題分析（アセスメント）

依頼にて訪問を行い、利用希望者の身体的、精神的、家族介護状況、住環境、サービス利用状況等の現状及び、それぞれに関する本人並びに家族からの意見・要望の把握に努め、それらを踏まえた専門職による問題の分析、その問題についての対応の必要性を判断します。

② 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

アセスメントの結果を踏まえ、居宅サービス計画の作成を行います。内容については、介護の方針、サービス利用の内容、サービス提供事業所の選定、サービスの頻度等です。

③ 居宅サービス事業所について

サービス事業所の選定については、基本方針及び、利用者の希望に基づき作成されるのであり、利用者には複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するものとします。
また前6カ月間に当居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画書の訪問介護等が位置づけられている割合、また、訪問介護等の同一の指定居宅サービス事業所の割合（上位3位まで）を説明することとする。尚、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由も説明いたします。

④ 居宅サービスの実施

作成した居宅サービス計画に基づき、各サービス提供事業者と調整を行い、円滑かつ確実にサービスが実施される様対応します。また、サービス担当者会議等においては、テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとします。利用者そのご家族が参加する場合においては利用者等の同意を得るものとします。

⑤ 医療との連携

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、医療機関における退院支援と退院後円滑な在宅生活への移行の為、利用者またはその家族が担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えるものとします。

また、利用者が訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスの提供を希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治の医師の意見等の意見を求め、また、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付するものとします。

末期の悪性腫瘍や終末期等の利用者については、主治の医師または、歯科医師が判断した場合、状態の変化の想定と支援の方向性を確認し、医師等の助言を踏まえて各サービス事業所等と連携を図り、利用者ご家族の了解を得て計画の修正を行うこととします。

⑥ 居宅サービスの管理

計画された居宅サービス計画のとおり、適切にサービスが提供される様、連絡調整を行います。また、居宅サービス計画の実施状況を把握するために居宅訪問をし、利用者が求めるサービスが適切に提供されるように支援を行なうものとします。尚、人材有効活用及び、指定居宅サービス事業所との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の視点から、利用者の同意を得て、担当者会議等において医師・担当者等から合意を得ている場合、尚且つ利用者の状態が安定している場合は、テレビ電話等を介して意思疎通を図り、モニタリングを行う事が出来るものとする。テレビ電話で情報収集できない場合は各サービス事業所との連携により情報収集するものとする。

居宅サービス計画についても、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、担当する介護サービス事業所担当者から専門的な意見を求め、定期的或いは必要に応じて継続的に見直しを行います。

⑦ 居宅介護支援事業所の管理

感染症や非常災害時において、利用者に対する居宅介護支援継続の為、及び非常時の体制で早期業務再開を図るため、業務継続計画を策定し定期的な委員の開催、業務体制の整備を行うものとする。

また、ハラスメント、利用者の虐待の発生またはその再発を予防するため、定期的な委員会の開催と職員への周知、指針の整備、研修の開催、業務体制の整備を行い、やもえず身体的拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、及び一時性の三つの要件を満たすこととし、具体的な内容について記録を行うものとする。

5. 秘密保持

事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及び其の家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約期間終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。事業者は、利用者及び其の家族の同意を得た場合は情報提供をすることができるものとします。

6. 個人情報の利用

個人情報の利用の同意条項は以下の通りです。

- (1) 利用者は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範で自己および、そのご家族の個人情報を用いることに同意します。
- (2) 利用者は、介護支援専門員が必要な場合には、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業所、介護保健施設、若しくは病院の医師等に利用者本人ならびにそのご家族の情報提供をすることに同意します。
- (3) 利用者は、介護支援専門員が必要な場合には、主治医・歯科医師の意見を求めることに同意します。
- (4) 利用者は事業所の介護支援専門員の質の向上目的の為、個人を特定できないようにし、研修、スキルアップの為に活用することに同意する。

7. 利用料金

- (1) 利用料は厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しません。
- (2) またサービス実施地域外の場合は、交通費を実費でお支払いいただきます。
(1 kmごと 240 円)

8. 相談窓口、苦情対応

(1) アルファケア在宅介護支援センター お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜ります。

担当 藤 原 貴 美 江

TEL 055-254-9511

(2) その他

介護施設以外に、市町村の介護保険相談窓口等に苦情を申し立てることもできます。

甲府市役所 福祉保健部 介護保険課

TEL 055-237-5473

山梨県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理担当

TEL 055-233-9201

9. 事故発生時の対応について

- (1) 事業者は、居宅介護支援の提供を行っているときに事故が起こった場合は、家族や市町村に連絡するとともに、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な処置を講じます。
- (2) 事業者は、居宅介護支援の提供にあたって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合には、それを賠償します。

当事業者はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援サービスの内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

所 在 地 山梨県甲府市山宮町703番1号

事業者名称 アルファケア在宅介護支援センター

説明者氏名

サービス計画の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所

氏 名

家族代表住所

氏 名

本人との続柄